名寄市第９期
高齢者保健医療福祉計画・
介護保険事業計画
〔概要版〕

（ 令和６年度〈2024〉～ ８年度〈2026〉 ）

令和６年（2024）３月

名寄市

計画策定の趣旨

本市の高齢者保健医療福祉は、地域包括支援センターを拠点に総合的な相談を行い、ニーズに基づき、訪問や通所、入所のサービスにつなげるしくみが整っています。また、要介護状態になる前の段階である介護予防にも精力的に取り組んでいます。一方で、近年、新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者が参加する様々な活動が中止・休止を余儀なくされるとともに、サービス事業所での利用者・職員の感染など、新たな課題が生じており、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策を行いつつ、高齢者に関わる事業・取り組みの再開・再構築を図っていく必要があります。

本計画は、このような背景を踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、本市の高齢者保健医療福祉の施策の方向性や介護保険サービス量・第１号被保険者介護保険料の見込みなどを定め、計画的に推進していくために策定します。

計画期間は、令和６年度（2024）から令和８年度（2026）までの３か年で、介護保険サービス量については、令和 22 年（2040）の見込みを展望します。

計画期間

令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）
高齢者保健医療福祉計画・第８期介護保険事業計画					
		見直し	**高齢者保健医療福祉計画・第９期介護保険事業計画**		

本計画は、アンケート調査やパブリック・コメントを通じて市民の意見を反映するとともに、本市の諮問を受けて計画の策定（改定）にかかる調査及び審議を行う組織である「名寄市保健医療福祉推進協議会」の意見を踏まえて策定しました。

計画策定の体制

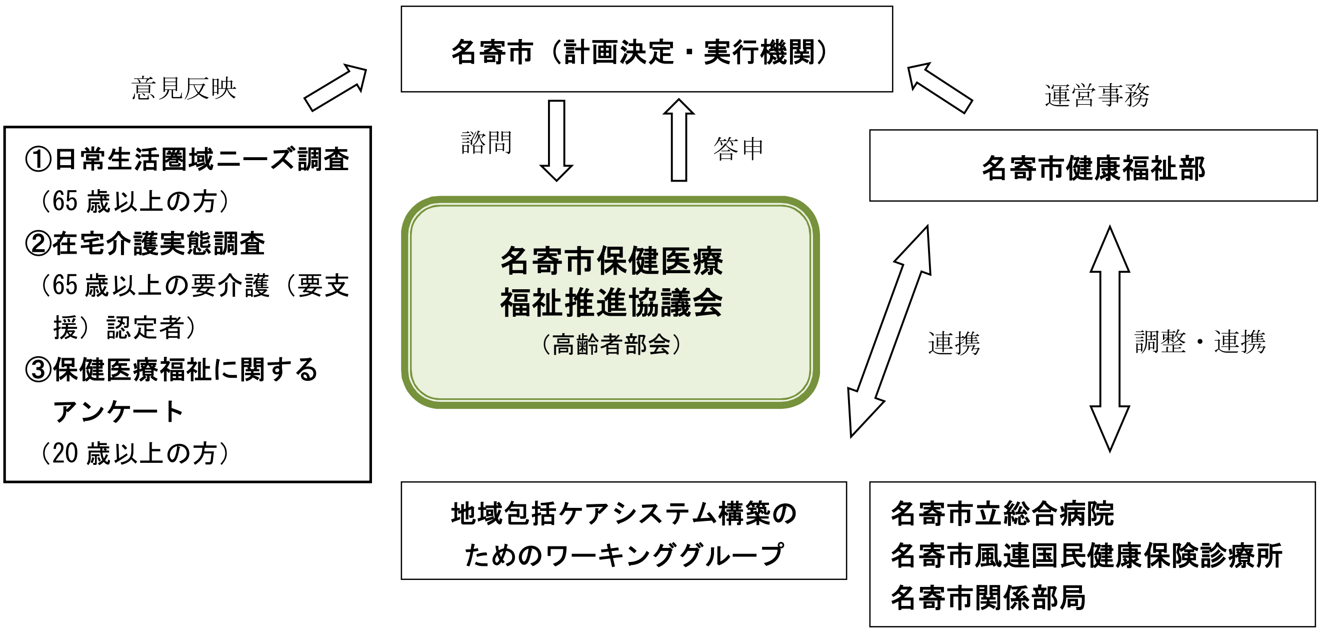

高齢者人口等の動向

本計画の計画期間の最終年である令和８年（2026）の高齢者数は8,363人、高齢化率は33.8%と推計します。

人口の推計

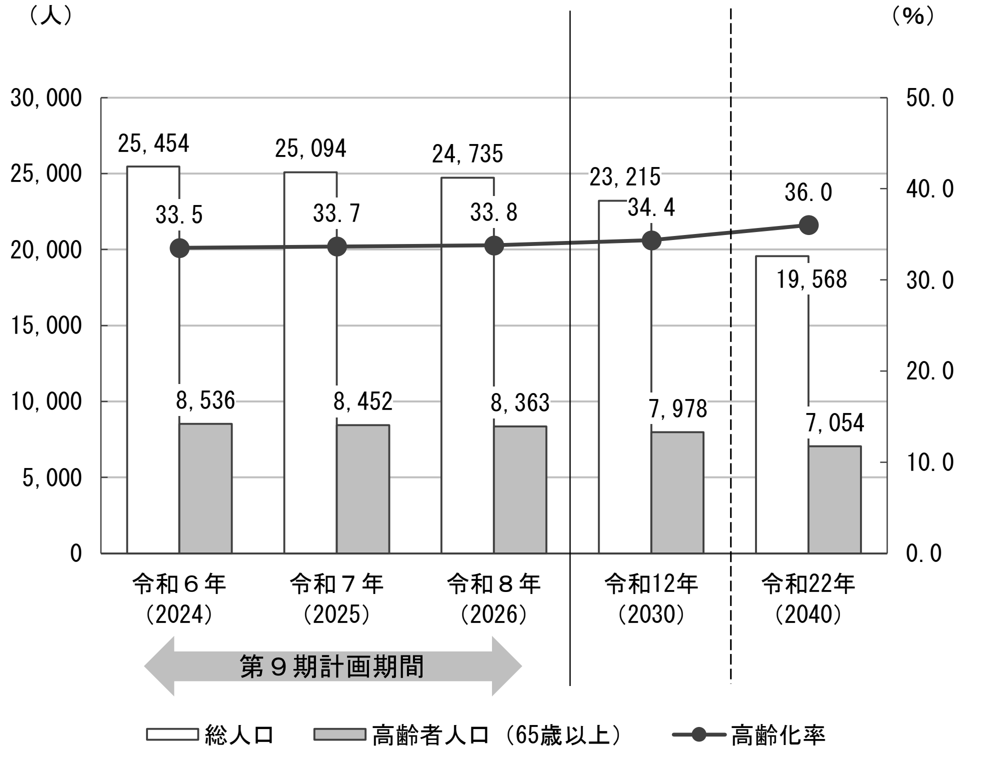

［出典］住民基本台帳人口からの推計　各年９月末現在

令和８年度（2026）の要介護・要支援認定者数は1,891人と推計します。

要介護・要支援認定者数の推計（第２号被保険者を含む）

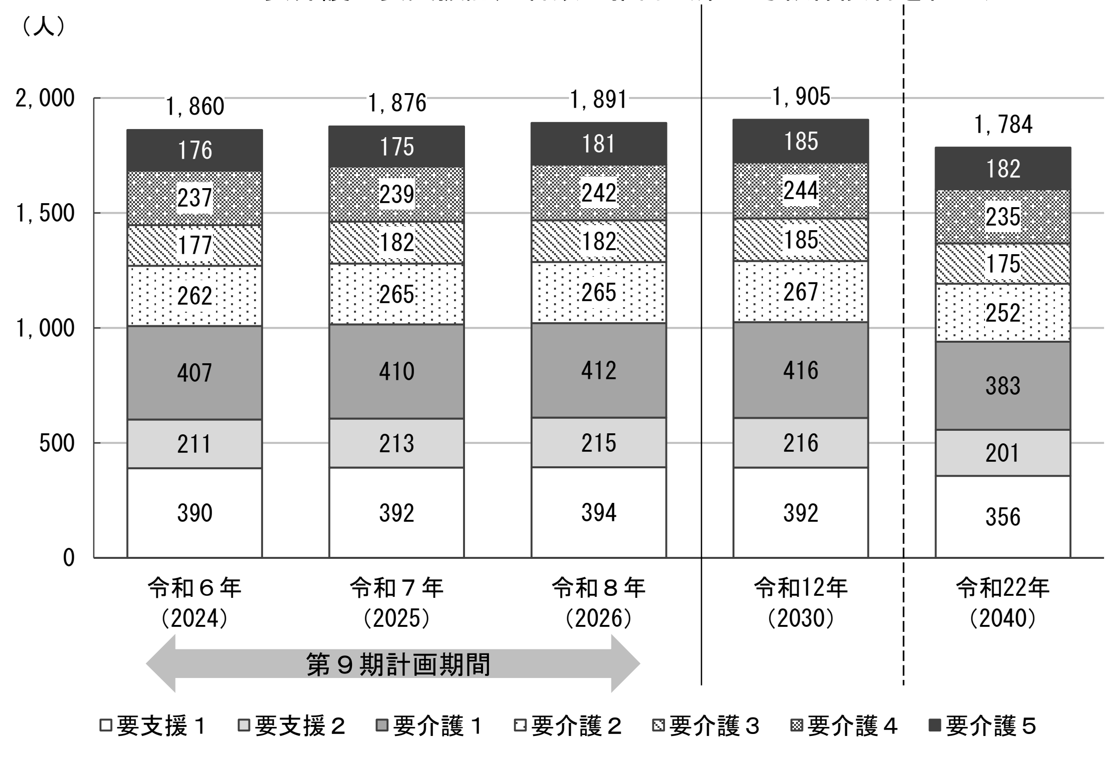

［出典］地域包括ケア「見える化」システム　将来推計機能

高齢者保健医療福祉施策の方向

本計画では、基本目標「市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり」を目指し、10 本の基本的方針に沿って施策を進めます。

施策の体系

市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり

- 1　健康づくりと介護予防の推進
  - 1　高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
  - 2　介護予防・生活支援サービス事業
  - 3　一般介護予防事業
  - 4　健康づくりの推進
    - （1）各種検診事業の充実
    - （2）健康づくりの普及啓発
- 2　高齢者の積極的な社会参加
  - 1　老人クラブ
  - 2　高齢者の生きがいと健康づくり
  - 3　生涯学習
  - 4　社会参加による生きがい支援
  - 5　敬老事業
- 3　認知症施策の推進
  - 1　地域での見守りや支援
  - 2　認知症総合支援事業
- 4　高齢者の権利擁護
  - 1　権利擁護業務
  - 2　成年後見制度の利用促進
- 5　医療と介護の連携
  - 1　在宅医療・介護連携の推進
  - 2　医療サービス
    - （1）プライマリ・ケアの推進
    - （2）在宅医療・終末期医療の推進
- 6　生活支援体制の整備
  - 1　高齢者等の生活支援事業
  - 2　家族等介護支援事業
  - 3　高齢者等への見守り支援
  - 4　総合相談支援業務
- 7　介護サービス基盤の整備
  - 1　包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
  - 2　住宅改修支援事業
  - 3　ケアプランの点検
- 8　高齢者のニーズに応じた住まいの確保
  - 1　高齢者の住まい
  - 2　認知症グループホーム居住費助成事業
- 9　介護人材の確保・育成、業務の効率化
  - 1　介護人材の確保・育成
  - 2　介護現場における業務効率化の取組
- 10　災害や感染症対策に係る体制の整備
  - 1　災害対策
  - 2　感染症対策

目指す地域包括ケアシステムの姿

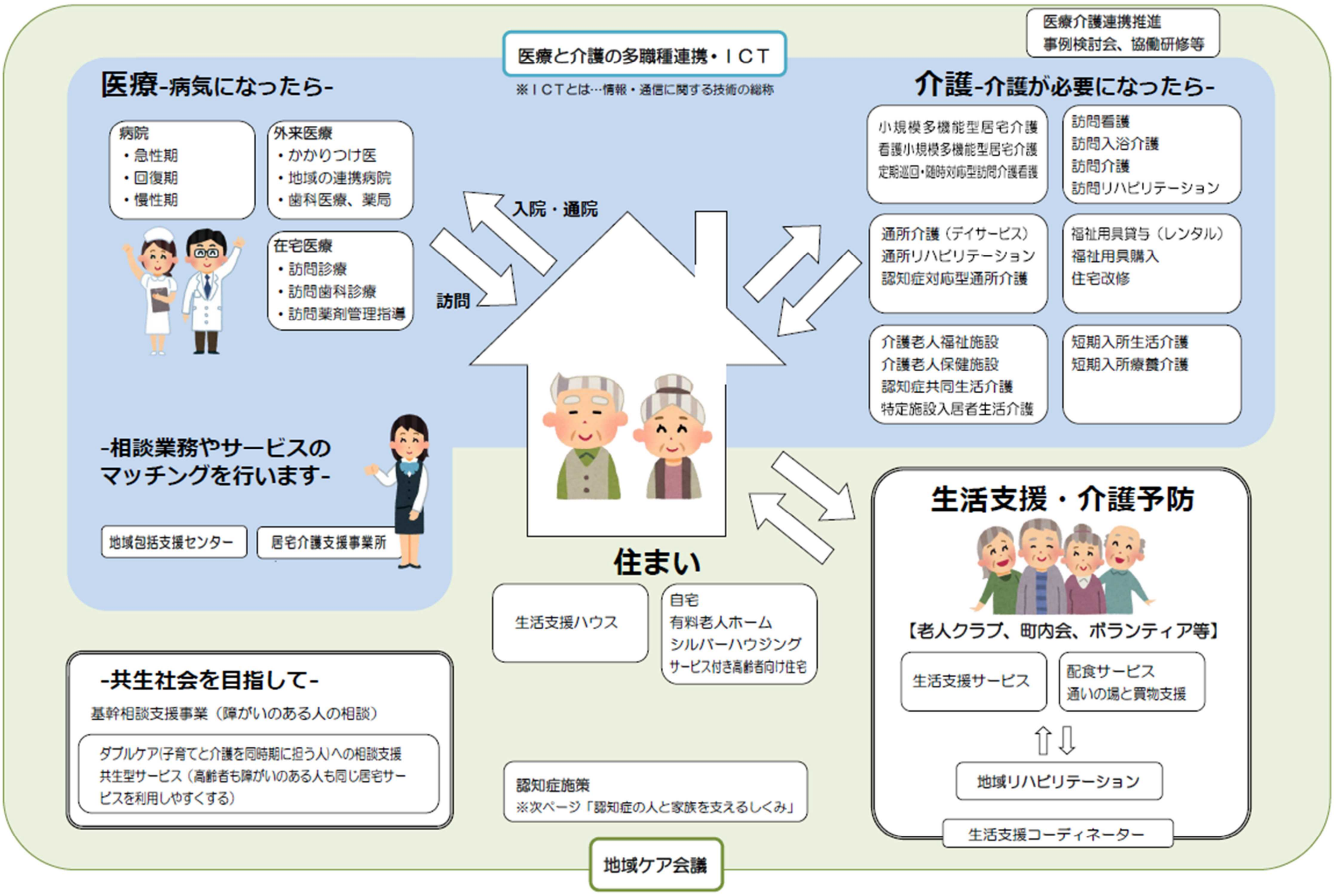

「認知症の人と家族を支えるしくみ」

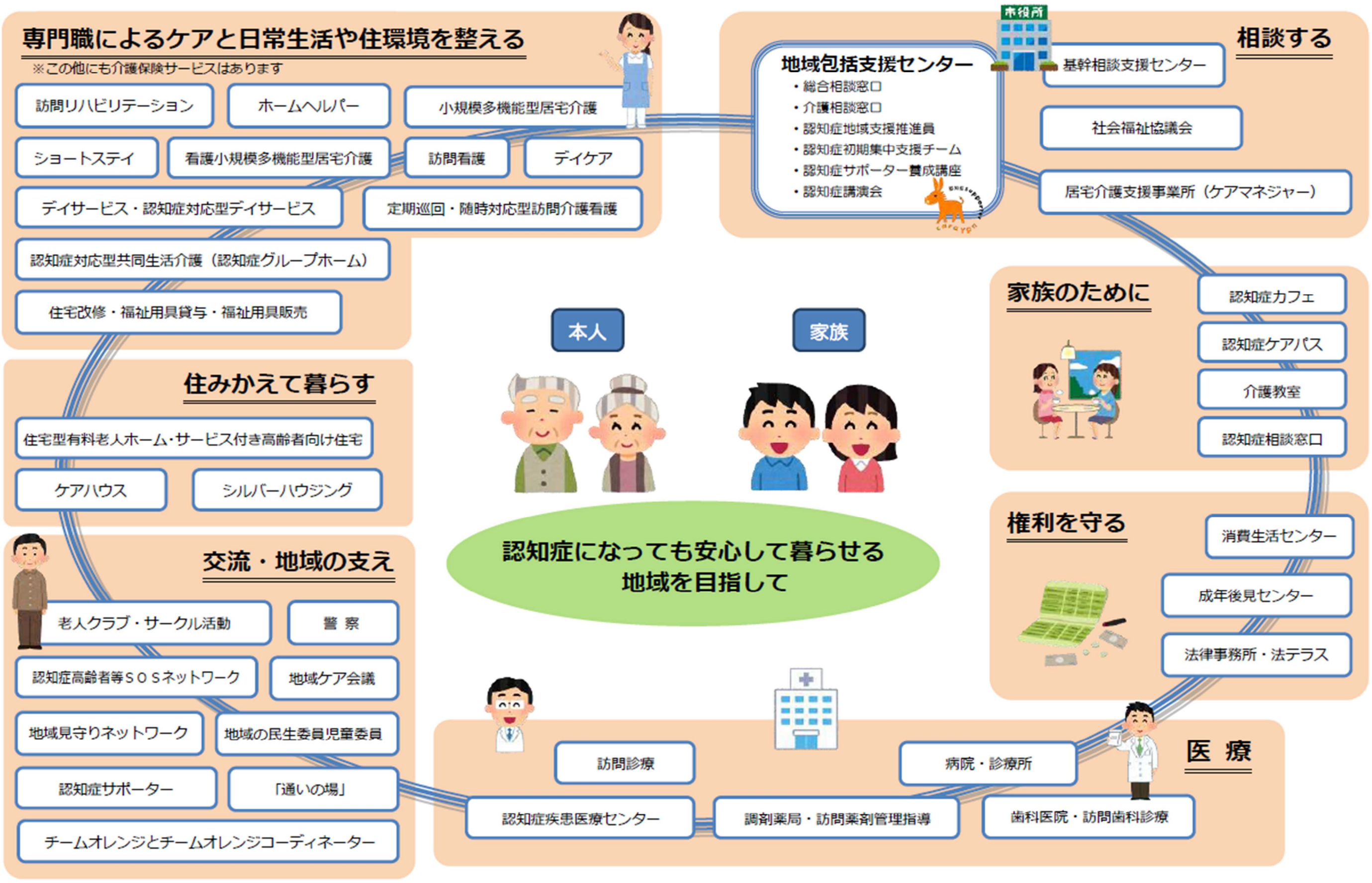

介護保険サービス量の見込み

第９期計画期間及び令和 22 年度（2040）の各サービスの見込み量を推計しました。

介護保険サービス利用者数の推計

単位：人

区分	サービス名	令和 ５年度 見込み	令和 ６年度 (2024)	令和 ７年度 (2025)	令和 ８年度 (2026)	令和 22 年度 (2040)
居宅 サービス	訪問介護	237	234	236	240	232
	訪問入浴介護	2	2	2	2	2
	訪問看護	83	83	83	83	79
	訪問リハビリテーション	110	109	109	112	105
	居宅療養管理指導	112	110	111	113	108
	通所介護	189	189	192	194	181
	通所リハビリテーション	108	108	108	110	103
	短期入所生活介護	52	52	52	52	50
	短期入所療養介護(老健)	4	5	5	5	5
	福祉用具貸与	507	504	510	518	489
	特定福祉用具購入費	9	9	9	9	9
	住宅改修費	10	10	10	10	10
	特定施設入居者生活介護	63	65	65	65	63
地域密着型 サービス	定期巡回･随時対応型訪問介護看護	7	7	7	7	7
	地域密着型通所介護	44	44	44	45	42
	認知症対応型通所介護	40	40	40	40	39
	小規模多機能型居宅介護	23	23	23	23	22
	認知症対応型共同生活介護	59	59	59	59	58
	地域密着型特定施設入居者生活介護	29	29	29	29	29
	看護小規模多機能型居宅介護	26	26	26	26	25
施設 サービス	介護老人福祉施設	169	181	181	181	176
	介護老人保健施設	105	105	105	105	99
	介護医療院	2	2	2	2	2
居宅介護支援	居宅介護支援･介護予防支援	750	749	758	766	722

総給付費の推計

単位:千円

区分	令和 ５年度 見込み	令和 ６年度 (2024)	令和 ７年度 (2025)	令和 ８年度 (2026)	令和 22 年度 (2040)
在宅サービス	1,038,686	1,044,697	1,050,699	1,071,827	1,035,132
居住系サービス	405,310	403,451	403,962	403,962	394,157
施設サービス	897,283	950,533	951,735	951,735	914,650
総給付費	2,341,280	2,398,681	2,406,396	2,427,524	2,343,939

※給付費の各数値は小数点以下の端数を含んでおり、合計が一致しない場合があります。

第１号被保険者介護保険料

第１号被保険者における第９期介護保険料基準額（月額）は、各種サービス量や給付費の見込み等に基づき、厚生労働省より示された地域包括ケア「見える化」システムに準じて算定した結果、第８期の 5,847 円に対し、第９期は 5,400 円となります。

所得段階ごとの基準所得金額については以下のとおりです。

所得段階別保険料

所得段階	対　象　区　分			基準額に対する割合	保険料額（年額）
第１段階	・生活保護被保護者 ・市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円以下の人			0.285 (0.455)	18,400
第２段階	本人が市民税非課税	世帯員全員が市民税非課税者	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円超 120 万円以下の人	0.485 (0.685)	31,400
第３段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 120 万円超の人	0.685 (0.69)	44,300
第４段階		世帯員に市民税課税者がいる人	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人	0.9	58,300
第５段階（基準額）			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円超の人	1.0	64,800
第６段階	本人が市民税課税者		本人の前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	1.2	77,700
第７段階			本人の前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	1.3	84,200
第８段階			本人の前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	1.5	97,200
第９段階			本人の前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	1.7	110,100
第 10 段階			本人の前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人	1.9	123,100
第 11 段階			本人の前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人	2.1	136,000
第 12 段階			本人の前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人	2.3	149,000
第 13 段階			本人の前年の合計所得金額が 720 万円以上の人	2.4	155,500

※第１段階～第３段階は、公費による保険料軽減対策が行われます。（　）の負担割合は、軽減対策前の負担割合です。

計画の推進方策

１　庁内関係部署の連携

本市が本計画により取り組むさまざまな事業の展開に当たっては、「高齢者福祉」の視点を持つことが必要です。このため、健康福祉部門の連携はもとより、庁内の関係部署が幅広く連携をとって各種事業を計画的・総合的に展開し、計画の円滑な推進を図ります。

２　保健・医療・福祉の連携強化

本計画の目標の達成に向けて着実な実践を目指すとともに、高齢者とその家族等の多様なニーズに適切に対応し、地域生活を支援していくために、介護保険制度だけでなく、それ以外の保健・医療・福祉分野の連携を一層強化し、必要なサービスの適切な提供に努めます。また、介護予防の観点から、予防を重視した健康づくりの取組を充実するとともに、生涯学習、まちづくり等も含めた、総合的な推進体制の整備に向けた取組を進めます。

さらに、道、国との連携を深めるとともに、各種団体との連携を図ります。

３　地域関係機関等との連携

地域福祉の推進役として位置づけられる社会福祉協議会をはじめとし、民生委員児童委員、老人クラブ、ボランティア団体、ＮＰＯなどを支援するとともに、主体的な地域福祉活動の支援、連携を一層強化する中で、本計画の推進を図っていきます。

４　市民との協働

本計画に位置づけられた高齢者保健医療福祉施策を推進していくためには、公的なサービスとともに、あらゆる市民が参画する住民による福祉活動等の取組も必要となります。地域の特性を活かした福祉の輪が広がるよう、地域福祉を推進し、福祉文化の浸透を図り、市民が主体的に活動に取り組めるよう、高齢者保健医療福祉に関するサービスや行政に関する情報を提供していくとともに、市民との協力関係を築いていきます。

名寄市第９期

高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画

〔概要版〕

発行年月：令和６年（2024）３月
発　　行：名寄市
編　　集：名寄市 健康福祉部 こども・高齢者支援室 高齢者支援課
住　　所：〒096-8686 北海道名寄市大通南１丁目１番地
電　　話：01654-3-2111
ＦＡＸ：01654-9-2089